

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 拡充 延長 その他 ）

No	16	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>漁業協同組合等で青色申告書を提出するものが、特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを事業の用に供した場合には、その特定機械装置等について、基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用を行うことができる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>(1) 対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会</p> <p>(2) 対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア</p> <p>(3) 特例措置：30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能</p> <p>(4) 取得価格：機械・装置は1設備160万円以上、器具・備品は1設備120万円以上、ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上</p> <p>[拡充]</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <p>○即時償却</p> <p>○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ</p> <p>○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長</p> <p>する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。</p> <p>（一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。）</p> <p>① 一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの</p> <p>② ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上</p> <p>ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上</p> <p>③ 取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</p>		
関係条文	地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4		
減収見込額	<p>[初年度] ▲8,428 （ ▲69,400 ） [平年度] ▲8,428 （ ▲69,400 ）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 魚価の低迷や燃油・資材価格の高騰による生産流通コストの高騰等、水産業を巡る情勢は厳しいものとなっている。こうした状況の中、漁業経営の安定を実現するためには、漁協等による設備の近代化及び合理化を通じ、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進めることが重要であり、幅広い機器等が対象で、広範に投資促進効果のある本特例措置の延長が必要である。</p> <p>水産基本計画（平成 24 年 3 月閣議決定）「第 2 の 9 水産関係団体の再編整備等」において、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていけるようにするため、漁協の自主的な経営・事業改革を促進する旨規定しており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。</p> <p>日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>特になし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																																							
	政策の達成目標	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成</p> <p>(平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間に本特例措置の下で、漁業協同組合等が取得する機械等の金額 : 2,458 百万円 (本特例措置を受けた投資額の割合 (平均) : 17.7%))</p>																																							
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (2 年間)																																							
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																																							
	政策目標の達成状況	<p>本特例措置の下、漁協等により約 6～60 億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度 (実績)</th> <th>22 年度 (実績)</th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (見込)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額 (A)</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>649</td> <td>1,176</td> <td>1,613</td> <td>1,146</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>全投資額 (B)</td> <td>19,203</td> <td>8,392</td> <td>6,319</td> <td>7,049</td> <td>7,253</td> <td>6,874</td> <td>7,059</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>32.1%</td> <td>35.9%</td> <td>10.3%</td> <td>16.7%</td> <td>22.2%</td> <td>16.7%</td> <td>18.6%</td> </tr> <tr> <td>寄与率</td> <td>17.9%</td> <td>6.0%</td> <td>3.1%</td> <td>10.7%</td> <td>6.0%</td> <td>6.5%</td> <td>7.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※寄与率の算出は、本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。 ※投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値 (実数)。 投資額の見込 (平成 25～27 年度) は直近 3 カ年の平均値。</p>	区分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額 (A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312	全投資額 (B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059	A/B	32.1%	35.9%	10.3%	16.7%	22.2%	16.7%	18.6%	寄与率	17.9%	6.0%	3.1%	10.7%	6.0%	6.5%
区分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)																																		
本特例措置を受けた投資額 (A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312																																		
全投資額 (B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059																																		
A/B	32.1%	35.9%	10.3%	16.7%	22.2%	16.7%	18.6%																																		
寄与率	17.9%	6.0%	3.1%	10.7%	6.0%	6.5%	7.8%																																		

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
対象者数 (組合)	2,270	2,224	2,210	2,144	2,102	2,060	2,018
適用件数 (組合)	162	68	58	43	56	52	50

要望の措置の
適用見込み

適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用件数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。

※平成25～27年度（見込）は直近3カ年の平均により算出。

※所得税については、個人の漁業者について把握するのは困難であるため、漁業協同組合等の法人税の調査を行った。

※ITを活用した投資について、抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数とした。

有効性

本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりであり、概ね経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果（単位：百万円）

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
減収額	419	91	57	217	125	133	159
投資額	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
経済波及効果	16,049	7,845	1,690	3,061	4,199	2,983	3,415
寄与率	17.9%	6.0%	3.1%	10.7%	6.0%	6.5%	7.8%
本税制措置の 経済波及効果	2,873	471	52	328	252	194	266

要望の措置の
効果見込み
(手段としての
有効性)

※経済波及効果については、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」から得られた投資額及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表（101部門）」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込（平成25～27年度）は、投資額（直近3カ年の平均値）及び取得機械等の分類の割合（直近3カ年の平均値）により算出。

※寄与率の算出は、本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。

※消費転換係数は0.73で算出。

※経済波及効果は2次波及効果まで算定。

※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。

※ITを活用した投資について、抽出して減収額を算定することは困難であるため、全体数とした。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 25 年度 強い水産業づくり交付金 約 33 億円の内数 沿岸漁業改善資金造成費補助金 約 8 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	漁協等への設備投資に係る支援措置として、強い水産業づくり交付金、沿岸漁業改善資金の補助・融資があるが、強い水産業づくり交付金については施設整備事業と一体となったものに限定されており、また、沿岸漁業改善資金については、20 トン未満の漁船を用いて行うもの等の小規模な漁業に限定されていることから、高価な高性能漁業機械等の導入を促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。
	要望の措置の妥当性	高性能漁業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べて迅速に機能する本措置は、漁協等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
	ページ	16 — 5

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>68</td> <td>58</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>27</td> <td>18</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		22年度	23年度	24年度	適用件数 (組合)	68	58	43	減収額 (百万円)	27	18	36
		22年度	23年度	24年度									
適用件数 (組合)	68	58	43										
減収額 (百万円)	27	18	36										
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)</p> <p>42の6 単体法人・特別償却 21,099件 198,246百万円 "・税額控除 15,624件 11,505百万円</p> <p>68の11 連結法人・特別償却 33件 1,303百万円 "・税額控除 6件 5百万円 (適用業種全体の総数であること。)</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁協等における適用件数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p>												
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、漁協等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>(本特例措置を受けた投資額)</p> <p>平成21年度 6,168百万円 平成22年度 3,014百万円 平成23年度 649百万円 平成24年度 1,176百万円</p>												
前回要望時の達成目標	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成</p> <p>(平成24年度及び平成25年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：8,866百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：36.1%))</p>												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の災害や燃油価格の高騰等により、その体質強化は十分に進んでいない。よって、引き続き本特例措置により設備投資の促進を図る必要がある。</p> <p>(平成24年度及び平成25年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは2,789百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：19.5%)にとどまった。これは、資源状況の低迷や漁業者の減少等により漁協等の経営が悪化し、新たな設備投資ができなかった漁協等が多かったことによる。)</p>												
これまでの要望経緯	<p>創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年 適用期限ごとに延長</p>												